

# 児童手当

健康福祉課  
社会福祉係

24-8115

児童手当制度は、子どもを養育している方に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

## ◆ 受給要件

中学校を卒業するまで(15歳到達後最初の3月31日)の子どもを養育する方で次の3つの要件を満たす方に支給されます。

- (1) 受給者が大玉村で住民登録をしていること。
- (2) 中学校修了まで(15歳に到達した日以降最初の3月31日まで)の児童を養育している(次のア、イのいずれかにあてはまる)こと。
  - ア 養育者が父母の場合は、監護(監督・保護)し、生計が同じであること。
  - イ 養育者が父母でない場合は、監護(監督・保護)し、生計を維持していること。

(3) その他の要件

- ① 児童が国内に居住していること(留学中の場合等を除く)。支給対象となる児童は、日本国内に住所を有すること。
- ② 児童養護施設等に入所、または、里親に委託されている児童(2か月以内の一時保護を除く)にかかる手当は、施設の設置者・里親等に支給します。
- ③ 離婚または離婚協議中で父母が別居し、父母が生計を同じくしない場合、児童と同居する親に支給します(離婚または離婚協議中である旨の証明が必要です)。
- ④ 父母が支給要件を満たさない場合、未成年後見人や父母の指定する者(父母がともに国外居住の場合)が手当の支給を受けることができます(父母と同じ支給要件となります)。

## ◆ 支給額(月額)

- 3歳未満……………一律: 15,000円
- 3歳以上小学校終了前……………10,000円(第3子以降は15,000円)
- 中学生……………一律: 10,000円
- 特例給付(所得制限限度額以上)……………一律: 5,000円



## ◆ 支払時期

- 2月支給(10月から1月分)
- 6月支給(2月から5月分)
- 10月支給(6月から9月分)

## ◆ 所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人
①所得制限限度額	622万円	660万円	698万円	736万円
②所得上限限度額	858万円	896万円	934万円	972万円

※扶養親族等の人数が4人以降は、1人増えるごとに38万円を①に加算します。  
※児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

## ◆ 申請時期

出生/転入から15日以内  
(15日を過ぎて申請した場合、支給できない月が発生することがあります。)

## ◆ 申請に必要なもの

- 振込先口座が確認できるもの(名義は受給者本人のものに限ります)
- 健康保険証の写し
- (児童と別居の場合)別居監護申立書
- (児童が村外の場合)児童の個人番号が確認できるもの



# 一時預かり事業紹介

健康福祉課  
社会福祉係

24-8115

名称	内容	問合せ先
ファミリーサポートセンター	子どもを預ける人(依頼会員)と預かる人(提供会員)の助け合いによる子育て支援事業です。様々な場面で、保護者に代わりお子さんの一時預かりを行います。 ※登録料 500円 ※利用料 1時間500円(半額補助で自己負担250円)	大玉村社会福祉協議会 ☎68-2100

# ひとり親家庭等児童福祉

健康福祉課  
社会福祉係

24-8115

父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるための支援を行います。

## 児童扶養手当

### ◆ 受給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)方)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育している方。

※受給資格者本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が一定額を超えていると手当を受けることができません(所得制限)。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父または母の申し立てによりDV保護命令を受けた児童
- (5) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 等

### ◆ 支給額

対象児童数	対象児童数と支給額	
	1人	2人
全部支給	月額44,140円	月額54,560円

一部支給 所得に応じて月額10,160円～43,060円まで10円刻みの額。所得制限額は年によって変更されることがあります。

### ◆ 支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回支払月の前月までの分が支払われます。

- 5月支給(3月～4月分)
- 7月支給(5月～6月分)
- 9月支給(7月～8月分)
- 11月支給(9月～10月分)
- 1月支給(11月～12月分)
- 3月支給(1月～2月分)

### ◆ 認定申請

請求書に戸籍謄本や住民票等の必要書類を添付して、請求の手続きが必要です。なお、手当を受ける方の支給要件によって、添付する書類が異なりますので、健康福祉課窓口にお問い合わせください。また、この手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

## ひとり親家庭等医療助成

ひとり親家庭等の親と児童について医療費の一部を助成します。なお、申請者及び同居家族の前年の所得が一定額を超えていると助成を受けることができません。

### 対象者

- ひとり親家庭等の父または母
- ひとり親家庭等の子または父母のいない子(18歳未満) ※所得制限があります。

